

送配電網協議会における 自主行動計画フォローアップ調査について

2024年（令和6年）3月8日
送配電網協議会

1. 令和5年度フォローアップ調査結果（概要）

実施期間	2023年10月17日～11月30日	
調査企業	送配電網協議会の会員企業（10社）を対象	
回答企業 （回答率）	10社（100%）【前年度：－】	
重点課題に 対する取組み 調査結果※ （概要）	①価格決定方法	会員全社が、変動コストを概ね反映
	②原価低減要請	会員全社が、自主行動計画策定（2023年3月）以降、不合理な原価低減要請を行っていない
	③支払条件	会員全社が、約束手形の利用なし
	④型取引	会員全社が、型取引への関与なし
	⑤知的財産権等	会員全社が、該当取引がある場合、知的財産権やノウハウの保護に向けて対応
	⑥働き方改革	会員全社が、自社の働き方改革により取引先に影響を及ぼさないよう対応

※会員各社の取引実態を踏まえ、発注側の調査のみ実施



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組み（①価格決定方法）

○ **会員全社**が、取引にあたり**変動コストの価格反映を8割以上達成**

⇒引き続き、各社とも取引先との協議を丁寧に行っていく

<発注側 9>

2023年度に適用する取引単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映状況

変動コスト	選択肢	回答者数 (10社中)
(1) コスト全般	概ね反映した (81~100%)	10
(2) 労務費	概ね反映した (81~100%)	10
(3) 原材料価格	概ね反映した (81~100%)	10
(4) エネルギー価格	概ね反映した (81~100%)	10

※調査対象：直近1年間で取引金額が最も大きい発注先との取引

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

3

重点課題に対する取組み（②原価低減要請）

○ 会員全社が、自主行動計画策定（2023年3月）以降、不合理な原価低減要請を行っていない

○ 会員全社が、利益提供要請を行っていない

⇒引き続き、各社とも取引先との協議を通じて、電力の安定供給とコスト低減の両立に向け、原価低減に努めていく

■ 直近1年間の取引における、発注先への原価低減要請や利益提供要請の実施状況

設問	選択肢	回答者数 (10社中)
<発注側14> 原価低減要請を実施するにあたり、取引先のために実施した行為	原価低減要請は実施していない	7
	業務効率化に関する提案	3
<発注側17> 利益提供要請※1を実施するにあたり、取引先のために実施した行為	利益提供要請は実施していない	10

設問	選択肢	回答者数 (3社中)
<発注側15> 十分に協議し、書面合意したか	実施した	3
	実施していない(0%)	2
	あまり実施していない(1～40%)	1※3

※2 目標値のみを提示しての要請

※3 直近1年では該当する取引があったが、自主行動計画策定（2023年3月）以降は行っていないことを確認

※1 委託内容にない図面等の無償提供、無償の陳列応援、無償の試作品又はサンプル作成要請等

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組み（③支払条件・④型取引）

4

【③支払い条件に対する取組み】

○ **会員全社が、約束手形を利用していないため該当なし**

【④型取引に対する取組み】

○ **会員全社が、型取引に直接関与していないため該当なし**

■ 約束手形および型取引に対する取組みの実施状況

重点課題	設問	回答者数 (10社中)
③支払条件	＜発注側22＞ 下請代金を手形等で支払っている場合その割合	— ※
④型取引	＜発注側32＞ 取引先に対する、型管理における適正化や改善 への取組の実施状況	— ※

※ **会員全社が、約束手形の利用がなく、また型取引に直接関与していない**



2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組み（⑤知的財産権等）

- **会員全社**が、該当取引がある場合、取引先の**知的財産権やノウハウの保護**に向けて**対応**している

⇒引き続き、各社とも対応を継続していく

■ 発注先に対する知的財産権等への対応状況

設問	選択肢	回答者数 (10社中)
＜発注側28＞ 直近1年間で、 知的財産権等 （技術上又は営業上の秘密、ノウハウ等）を含む取引において、 適正な取引を実現するための取組み ※の実施状況	実施した または 該当取引がない	10

※ 取組み例

取引先に対し知的財産の提供の強制を行わない／取引先の知的財産の無断使用を行わない
／取引先の知的財産の対価を否定しない／一方的に発注者に有利な内容の契約を行わない
／取引先の知的財産に対し、自社への不当な知財の帰属を行わない／取引先の知的財産の流出を行わない

2. 令和5年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組み（⑥働き方改革）

6

- 会員全社が、自社の働き方改革により取引先に影響を及ぼさないよう対応している
 - ⇒引き続き、各社とも対応を継続していく

■ 働き方改革に関する発注先に対する影響

設問	選択肢	回答者数 (10社中)
＜発注側30＞ 直近1年間で、貴社が行った働き方改革に関する対応※により、取引先に対しどのような影響があったか	特に影響はない	10

※ 時間外労働の上限規制に関する対応、同一労働同一賃金に関する対応など

3. 取引適正化に向けた今後の取組み

【これまでの取組み】

- 自主行動計画の策定（2023年3月）、および改定（2023年8月）を行うことで、会員各社の適正取引に向けた取組みを推進

※今回のフォローアップ調査で、会員全社で取組みが実行されていることを確認できた

【今後の取組み】

1. フォローアップ調査を通じ、**会員企業の取引状況の実態や課題の共有を行うことで、引き続き会員企業の適正取引に向けた対応を推進する**
2. **下請法や関連する指針、振興基準などの改正**に関する周知依頼があった場合、メールや会議の場で、**会員企業に改正内容の周知徹底を図る**
3. 1、2の機会に、**自主行動計画に掲げた取組みの主旨を合わせて周知する**
4. 国における調査結果などから得られた**関連する他業種やサプライチェーンに属する企業の取組みや意見を共有し、必要に応じて自主行動計画へ反映することにより、会員企業のサプライチェーン全体での取引適正化に向けた活動を支援する**

会員企業数	10社（うち、資本金3億円超の大企業10社）
宣言企業数	10社（うち、資本金3億円超の大企業10社）
会員企業に占める 宣言企業の割合	100%（うち、大企業の割合100%）